

## 「評価書案」への意見書案として

以下列挙する意見例を参考に、ご自分なりの意見をお書きください。

◆専門用語が多く、その言葉の意味を調べないと理解できません。住民は素人ですから、そのことに配慮する記述にしてください。

◆23区のある区役所の広報誌は、小学4年生でも理解できるような記述に心がけていると聞きました。是非、そのような配慮をして評価書案を作ってください。

◆交通計画は、飽くまで一つのアイデアだと思います。直截に言えば、事業者の勝手な計画です。テナントが決まり稼働後に、そのテナントがその通り実施するかはわかりません。過小評価していると思います。（最悪のケースで予測してほしいと思います。）

◆24時間稼働の物流倉庫、その施設に出入りする車両が、1日最大5800台である。このような計画が、周囲の住民の日常生活に影響しないわけではありません。

◆交通計画は、住民の実感からかけ離れています。今でさえ、平日の朝夕、土日・祝日は、渋滞しています。昨年、交通計画の説明会で、交差点の信号の「需要率」という言葉で説明していましたが、住民は、目の前で渋滞の現実を知っています。

- ・緊急車両の通行がどうなるのか？
- ・渋滞を避けて周辺の住宅地の道路を抜け道とする車両がどうなるのか？
- ・交通事故の増加の予測は？

どうなるか知りたいです。説明してください。

◆日本GLP社の社長さんは、ある対談で、住民・使う人・借りる人の「3方よし」の開発をしていくと言っているそうですが、住民のにとっての「よし」は日本GLP社主催の説明会で質問しても答えていただけませんでした。評価書案の段階で、日本GLP社のホームページで発表してください。

◆事業者による説明会毎に、日常生活、特に深夜・早朝の車両通行による騒音・振動や車両の増加による大気汚染の影響、さらには、交通事故の増加の心配、渋滞の恒常化の予想について、多くの説明会に参加した住民が言い続けてきました。影響を与える計画規模を縮小しないままの事業者の対応は、ますます不信感を増大させるものです。

◆周辺住民に対する配慮、影響を与えることに対する社会的な責任を感じられません。このような事業者が作成した「評価書案」の中味は、予測した影響をそのまま記述して、法令の規制を超えていないとするものでしかありません。

◆事業者は、この開発計画による利潤を最優先して、今までの閑静な生活環境、代官山緑地の生態系、玉川上水の潤いのある環境などの保全是、法令規制の範囲内であって、当然の権利としてこの計画を進めている。今までの閑静な生活環境、代官山緑地の生態系、玉川上水の潤いのある環境などの失うことによる住民、生態系への社会的責任を果たそうとする姿勢がありません。

【資料】『東京都環境影響評価技術指針』P.1

第1章 総則

第1 東京都環境影響評価技術指針の趣旨等

1 この技術指針は、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、計画段階環境影響評価及び事業段階環境影響評価が、科学的かつ適正に行われるために必要な技術的事項について定めることを目的とする。

事業者が条例に定める環境配慮書、特例環境配慮書、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及び環境影響評価書（以下「評価書」という。）（以下これらを「環境影響評価図書」と総称する。）を作成するに当たっては、この技術指針に基づき、対象計画又は対象事業の種類、規模、地域の概況等を勘案して、必要な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の項目、方法等を選定し、環境影響評価を行う。

【解説】

この技術指針は、条例の改正に合わせて、計画段階における環境影響評価を含めた内容となっております。

り、計画段階の環境影響評価に係る図書である環境配慮書（特例環境配慮書を含む。）の作成及び事業段階における環境影響評価の図書の作成並びに環境影響評価に係る調査、予測及び評価については、この指針により行うこととする。

また、対象計画の案又は対象事業の事業計画の策定に際しては、より環境保全に配慮したものの策定に努めるとともに、対象計画又は対象事業の実施に伴う環境への影響については、大規模な緑地の創出、河川・湖沼等の自然形態の回復（ビオトープ等）等の自然環境への配慮、燃料・水等の使用量の削減・抑制、大幅な温室効果ガス排出量等の削減・抑制等地球環境保全上の配慮等により、新たに良好な環境を創出することも含め、環境影響評価の中で、十分に対応することに努めるものとする。

◆私たち住民に配慮し、環境を保全しつつ、影響の軽減することによって計画案を見直した中味となっていません。

◆私たち住民は、素人です。説明が専門的過ぎてわからないところが多い。もっと素人でも解るように記述してください。

◆使用している地図を最新の地図としてください。周辺の影響を調査し、計画による影響を予測するのであるなら、正確で、最新の地図を使用することによって、この「評価書案」を作っていただきたい。使用している地図には、西武立川駅南側に住宅地の住居がありません。使用しない理由があるとしたら、明記してください。

いくつか誤り、記述があっても、その点で「調査」「予測」「評価」が明示されていないものがある。

その例として...

○「交通計画」の見直しで、稼働時の交通量の分散の通行道路として「堀向通り」を含めた。しかし、そこでの現状の「調査」、「予測」、「評価」が見当たりません。

○「日影」の記述の中での、基本的な点での誤りです。

下記の本文の記述の黄色部分が誤りです。

【説明】

公開版 p.8.7-43の記述（概要版等でも同様の記述あり）

冬至日における法規制図は、図8.7-11(1)-(8)に示すとおりである。冬至日の平均地盤面+4mの高さにおける計画建築物の日影は、5m規制ラインを越えて2.5時間以上及ぶことはなく、かつ、10m規制ラインを越えて4時間以上及ぶことはないと予測した。

【説明】

▼「表8.7-6 計画地周辺における日影規制の状況」（p.8.7-13）で明示されている日影規制の説明と異なっています。日影規制は、日影をつくる建築物がある用途地域の規制ではなく、日影の影響が及ぶ用途地域の規制で判断します。

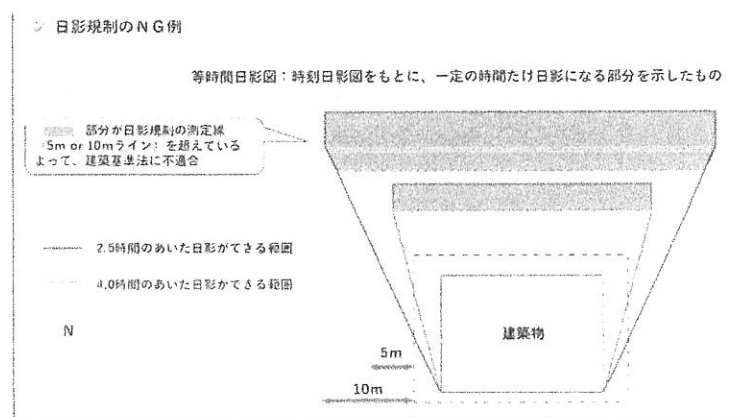
玉川上水北の住宅地の用途地域は「第一種低層住居専用地域」

規制される範囲（敷地境界線からの水平距離）

5mを超え10m以内 ①容積率80%の場合...3時間以上②100%の場合...4時間以上、

10mを超える ①容積率80%の場合...2時間以上 ②100%の場合...2.5時間以上

▼測定水平面について...本文「+4m」とあるが、上記のように日影の影響が及ぶ用途地域は「第一種低層住居専用地域」ですので、測定水辺面は、「+1.5m」とすべきです。



◆「生物・生態系」

玉川上水の鳥類の調査についても、多くの住民・散策する市民に現認されている「カワセミ」についての記述がない。

◆「土壌汚染」

本文『本事業では、この結果を踏まえつつ、工事開始前までに「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく適切な手続きを実施する計画である。これらのことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足するものとする。』

【説明】

▼G L P 昭島プロジェクト計画の調査計画書に対する都知事の意見書（令和4年12月27日）

【土壌汚染】

調査計画書では、計画地内の一部に小規模な給油施設があるとされているが、現況の土地利用の前には大規模な工場の敷地の一部であったことから、土壌汚染のおそれが否定できないと考えられる。このため、土地利用の履歴等や土壌汚染調査はこれを踏まえて実施し、土壌汚染について適切な予測・評価を行うこと。

▼同昭島市の意見書（令和4年11月2日）

今後の事業の進捗に応じて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づき、土壌検査を適切に実施すること。

この記述では、本「評価書案」として、「土壌検査」の具体的な記述がなく、現状把握をせずに、評価の結論を行っている。汚染物質の広がりの実態や後の手続きによる処分などについて記述することによって、周辺住民や処分のための運搬車のルートに関わる沿道住民の『安心・安全』であることを示すべきです。

さらに、「廃棄物」における現場発生土の予測を、ここでの土壌汚染の土量の具体的なデータ抜きで予測しており、この点からも信頼できるとは考えられない。

◆建築物の高さ

玉川上水に隣接する敷地の建築物の高さについては、「都景観計画」の中で「著しく突出した高さの建築物は避ける。…玉川上水や緑道の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。」とあるにもかかわらず、本事業で配慮した事項として『玉川上水や緑道の樹木と隣接する敷地では、玉川上水や緑道に面する建築物が、玉川上水や緑道の樹木と調和し、建物が認識されにくくなるよう配棟・建物形状・外壁の意匠などを工夫する。』として、前記の「樹木の最高高さを超えないよう工夫」に関する検討の記述がなく、「眺望」（都景観計画）という別の検討による『建物が認識されにくく…』により、建物の高さの直接の検討をさけているとしか考えられない。

【説明】玉川上水の都景観計画

高さ・規模	<input type="checkbox"/> 高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に、玉川上水や緑道の樹木と隣接する敷地では、玉川上水や緑道に面する建築物の高さが、玉川上水や緑道の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 玉川上水沿いの散策路や周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮した規模とする。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、玉川上水の自然環境や周辺建築物との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 玉川上水の樹林への日照や通風など、自然環境に配慮した形態とする。 <input type="checkbox"/> 外壁は玉川上水や緑道に面する壁面を分節化するなど、長大な壁面を避け、圧迫感の軽減を図る。 <input type="checkbox"/> 色彩は、別表2の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る <input type="checkbox"/> 屋根・屋上等に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。

## 緑や生きもの（生態系）に関する個別データ

### I この地域の緑地の実態やその役割、生物多様性の実態についての評価、環境の特性

#### ① 樹木本数や樹冠面積（夏・冬2枚の航空写真とGISによる測定結果）

##### 昭和パブリックゴルフ場および代官山の緑地情報（樹木本数）

	落葉樹	常緑樹	合計
ゴルフ場	1000	1908	2908
%	34.4	65.6	
代官山	246	140	386
%	63.7	36.3	
昭和館周辺	76	113	189
%	40.2	59.8	
合計	1322	2161	3483

##### 昭和パブリックゴルフ場および代官山の緑地情報（樹冠面積と芝地面積）（単位㎡）

	全面積（㎡）	樹林（冠）面積（㎡）	芝地面積（㎡）				
			ラフ	フェアウェイ	グリーン	ティー	芝地計
ゴルフ場	481433	160060	225000	125000	19000	10000	379000
樹冠%		33.2					
代官山	44455	44455					
総計	525888	204515					
樹冠%		38.9					

\* 上記ゴルフ場面積には、ゴルフ練習場や事務所・レストラン・駐車場等は含めず。

\* 代官山は、内部には、遊歩道や彫刻もあるが、全域が樹林地で、開発対象から外されている。

\*GLPの環境影響評価書案では、ゴルフ場の樹木だけで、上記の予測を

はるかに上回る4700本余りあるとしている。

#### ② 緑被（地）率の減少

##### 緑の減少予測

【昭島市環境基本計画における数値】			2010年	2018年	2031年 目標値	GLP建設後 ゴルフ場（48.1ha）が消えた場合	
市の緑地 指標	みどり率	民間緑地と水面も含む	43.2% (749ha)	40.5% (703ha)	41.1%	33.7%(6.8%減少)	みどりの総面積 655ha
	緑地率	主に公共緑地	26.5% (459.4ha)	25.6% (444.5ha)	25.6%	25.6%(減少なし)	緑地の総面積 444.5ha

##### 【GISを活用して試算した数値】

実質的な 緑地指標	緑被率	水面を除いた民間・公共 緑地の総計	33.1% (574ha)	30.33% (526ha)		21.2%(9.1%減少)	実質緑地の総面積 478ha (48.1haの消失)
--------------	-----	----------------------	---------------	----------------	--	---------------	-------------------------------

\* 市の総面積を1734haに統一

### ③地下水の浸透能

#### ゴルフ場の雨水の浸透量

		終期浸透能	面積	浸透量	
		mm/hr	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup> /hr	
芝地			379000	9830	約0.98万 t
	ティー	20	10000	200	約0.02万 t
	フェアウェイ	20	125000	2500	約0.25万 t
	グリーン	20	19000	380	約0.038万 t
	ラフ	30	225000	6750	約0.68万 t
林地		50	160060	8003	約0.80万 t
ゴルフ場（施設を除く）			481433	17833	約1.78万 t

\* 散水時間は 1 h r

\* 終期浸透能とは、一定降雨強度の降雨後、後半時間の降雨量から流出量を差し引いた量

$$\text{雨水浸透能 (mm/hr)} \times \text{面積 (m}^2\text{)} \times \frac{1}{1000} = \text{1 hrの雨水浸透量 (m}^3\text{/hr)}$$

### ④CO<sub>2</sub>の吸収能

#### 昭和ゴルフ場と代官山のCO<sub>2</sub>吸収量 /年間

	面積			純生産量			CO2吸収量	O2放出量	蒸散量	電力量	世帯数	吸気人口
	芝地 (万ha)	林地 (万ha)	合計 (万ha)	芝地 (万t)	林地 (万t)	合計 (万t)	万 t	万 t	億 t	億 kWh	万戸	万人
全国のゴルフ場 (2400)	12.6	14.6	27.2	121.4	192.4	313.8	460.4	335.7	11.7	110.1	230.2	2238
18Hのゴルフ場 (1632)	7.1	8.8	15.9	68.2	119.1	187.3	274.8	200.4	7.0	65.7	137.4	1336
	(ha)	(ha)	(ha)	(万t)	(万t)	(万t)	(万t)	(万t)	(万t)	(万kWh)	万戸	万人
昭和パブリックゴルフ場	37.9	16.0	53.9	1.72	0.72	2.44	3.58	2.61	915.0	8564.6	1.79	17.4
代官山			4.4			0.20	0.29	0.21	73.92	691.8	0.14	0.8

\* この量を吸収しなくなる計算

\* この電力量は、年間285、5万円に相当

### ⑤生きものデータ

- a) 代官山
- ア) 野鳥

#### 代官山は野鳥の宝庫

2010年～2021年  
代官山での標識調査（環境省）の結果  
標識種 28種  
観察種 50種  
計 77種

環境省・山鳥類研究所標識調査データより  
長谷川が編集・コメント  
○印 市街地では見られない野鳥  
(山地・丘陵帯か河川・草原で見られる)

なぜ、山や丘陵・草原にいる種類が見られるのか？

↓  
渡りや移動の拠点になっている。

ハンディンク対象種
ノスリ
ビンズイ
コゲラ
ヒヨドリ
モズ
キクイタダキ
オオホリ
キビタキ
ルリビタキ
ジョウビタキ
マミチャシナイ
メボソムシクイ
アカハラ
シロハラ
ウグイス
ヤマガラス
シジュウカラ
エナガ
カシラダカ
メジロ
アリスイ
アオジ
クロジ
シメ
ツグミ
トラツグミ
ガビチョウ
ソウシチョウ
28種

観察種
1 ツグミ
2 カワラヒワ
3 エナガ
4 キシバト
5 メジロ
6 アオゲラ
7 ハシブトガラス
8 ハシボソガラス
9 コゲラ
10 ホオシロ
11 キオタカ
12 トラツグミ (羽)
13 ウグイス
14 ハタセキレイ
15 イカル
16 ヤマガラス
17 ヒヨドリ
18 ノスリ
19 マヒワ
20 ハイタカ
21 ハヤブサ
22 チョウゲンボウ
23 カシラダカ
24 シロハラ
25 ホオアカ
26 シメ
27 モズ

28 アオバト
29 ツバメ
30 キグロセキレイ
31 ムクドリ
32 スズメ
33 ビンズイ
34 クロツツミ
35 マミチャシナイ
36 ジョウビタキ
37 ヒガラ
38 マヒワ
39 カケス
40 トビ
41 メボソムシクイ
42 ヤマガラ
43 シジュウカラ
44 アオジ
45 キビタキ
46 キセキレイ
47 コサメビタキ
48 ヒメアマツバメ
49 ガビチョウ
50 ソウシチョウ

## 標識・放鳥結果 (自然環境アカデミーのプレゼン結果を解説)

年常通して捕獲される種類 (留鳥) 10種

シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ、メジロ、コガラ、ウグイス、ヒヨドリ、モズ、カワラヒワ、ガビチョウ (中国由来の外來種)

冬だけ捕獲される種類 (\*山と山から下りてくる種類) 15種 \*山から下りてくる種類 (留鳥) は、山との間を往復している。

アオシ、シロハラ、シメ、シヨウビタキ、カシタカ、ピンスイ、ルリビタキ、アスリ、アカハラ、アリスイ、キウイタダキ、ツバシ、マクミ、トラツグミ、ソウシチョウ (中国由来の外來種)

春・秋だけ捕獲される種類 (渡り鳥 (留鳥)) 5種 \*渡りの往復に代官山に立ち寄っている。

(代官山が聖鳥の渡りの中継地点になっている)

キビタキ、オオルリ、クロツグミ、マミチャジナイ、メボソムシクイ

再捕獲される種類 (代官山を年月を隔てて利用している種類) 3種 \*3年後も代官山に戻ってきた。

ウグイス 2013. 3. 13 → 2016. 5. 18

アオジ 2017. 2. 11 → 2020. 3. 13

シロハラ 2010. 1. 6 → 2013. 1. 5

\*青色と赤色の鳥 奥多摩の山地帯で観察される種類

### イ) 植生

#### ① 樹林

アカマツの平地林が残っている数少ない場所である。高木層をアカマツ、コナラ、ミズナラが優占しており、武蔵野の二次林の1つの原型を残している。こうしたアカマツの平地林は、他には瑞穂町や狭山丘陵にわずかに残っているくらい。

#### ② 草花 (代官山やその周辺)

②これまで、所有者の昭和飛行機都市開発 (株) が調査の立ち入りを認めない

がゆえに、中にどんな希少種があるか、内部の様子が不明なまま放置されてきた。

特に、フェンスが張られ、道のない代官山北部は、まったくわからない状態で、保全の手立ても打てない状況である。

南側に、サイハイラン、オモト、キンラン、ササバギンランは発見されたが、かつてあった、アキノヤガラ、ヒトツバハギ、アマドコロは見当たらない。

③ミツバツツジ、スズランなどの園芸種の植栽が勝手に行われている。

④彫刻の展示が行われるようになって、中の遊歩道が増え、拡張された。

内部に、「MORIPARK FARM」という看板の野菜畑 (下の写真) が、勝手に作られ、この保全林にふさわしくない杜撰な管理が行われている。



リシバギンラン



サイハイラン



オモト



b) 玉川上水

① 植物

東京都のレッドデータブックに記載され、市内で存在している(た)種(青字は玉川上水流域に見られる種、赤字は絶滅種)

水草	エビモ
	ヘラオモダカ
	ヒルムシロ
	ササバモ
ユリ科	クルマユリ
	アマナ
	ホトトギス
ラン科	ギンラン
	キンラン
	ササバギンラン
	オニノヤガラ
	ムカゴサイシン
	ノカンゾウ
	アマドコロ
	サイハイラン
	タシロラン
	ミクリ
	カヤツリグサ科
キンポウゲ科	ニリンソウ
	イチリンソウ
	フクジュソウ
	ヤマオダマキ

昭島の玉川上水流域で見られる青字の種  
17種類 / 46種 (約5分の2)

タコノアシ科	タコノアシ
マメ科	カワラケツメイ
	キハギ
バラ科	カワラサイコ
イラクサ科	トキホコリ
カバノキ科	シラカンバ
	ハンノキ
ヤナギ科	コゴメヤナギ
ナデシコ科	カワラナデシコ
ニンジン科	ツリガネニンジン
オオバコ科	カワジシャ
シソ科	コムラサキ
	ミゾコウジュ
キク科	ヤマハハコ
	カワラノギク
	カワラヨモギ
	カワラニガナ
	オナモミ
キジカクシ科	オモト
スイカズラ科	オミナエシ
ガマズミ科	ゴマギ
ツツジ科	シャクジョウソウ
ヒガンバナ科	キツネノカミソリ
アヤメ科	カキツバタ

東京都レッドデータブック2020年版の941種より抜粋

② ゲンジボタルの分布図・個体数

玉川上水(ゴルフ場北側)のホタルの分布・数(2023.6.16)

単位:匹

26	39	37	23	34	25	23	17	21	16	261
100m毎の数で表示										総計





# 【GLP 評価書案への意見書に関して、皆様へのお願い】

2024年3月2日 浅田 健志

## 1. 提案の趣旨

GLP 昭島プロジェクトに関して、先日 GLP 社による住民説明会が開かれましたが、住民から多くの示唆に富んだ指摘・意見が出されたにもかかわらず、そのほとんどを問題先送りにする誠意のない回答でした。

このままでは、住民からの意見書に関しても誠意のない回答で済まされ、奇しくも GLP 社が説明会で述べたように、「評価書で修正」して終わりにされる懸念があります。評価書は環境影響評価制度のいわゆる「認可のお墨付き」であり、評価書になってしまうと、以降、住民参加の機会はありません。

このままでは、住民意見に対して GLP 社が誠意を持った検討や対応をすることは期待できません。

評価書案に関する意見書は、「GLP 社に対して」、「環境側面での問題」に関して提出するものではありませんが、住民の意見として、「東京都環境局」及び「東京都環境影響評価審議会」に対して、「評価書案の十分なチェックと内容審査」をお願いする意見を出すべきだと考えます。

## 2. 皆様へのお願い

この意見は、住民意見書の本来の趣旨からは外れるものです。しかしながら、現状このような形でしか住民の想いを環境影響評価制度の運営者に伝えることはできません。環境影響評価制度の運営者に伝えるためには、「無視できない多数の同種意見」が提出される必要があります。

そこで、皆様が提出を予定している意見書に、次ページの意見を追加して提出していただきたく、お願い申し上げます。

次ページを切り離して、皆様の意見に同封していただいてもかまいません。

皆様のご協力を、よろしくお願い申し上げます。

## ○住民意見

GLP 昭島プロジェクト評価書案に関して、住民意見の聴取に先立ち住民説明会が開かれました。そこでは、住民側から評価書案に関して多くの質疑が出されましたが、客観的な情報のない GLP 社の主観に基づく回答ばかりで、有意義な議論とは程遠いものでした。

説明会では、出された質疑に関して、「評価書案で修正する」という回答を繰り返しており、住民に対して十分な説明や対応をしないまま、評価書まで問題先送りにし、強引に決着を図る姿勢が見て取れます。

また、明確に回答できなかった質問に関しては、「質疑の内容を東京都に報告する」という回答も繰り返されました。これについても、住民との対話を避け、GLP 社の回答責任を東京都に責任転嫁するような態度です。

さらに加えて、「予測評価に関して専門家の意見の参考にしてほしい」という住民の要望に関しては、「予測評価に関して専門家の意見は聞いていない。東京都の審議会で専門家の委員による審査を受けるので、それで専門家の意見を反映できる。」という回答が複数回なされました。これは環境影響評価制度の趣旨に照らして正しいのでしょうか。自分たちで専門家の意見を用意せず、審議会委員の先生の判断に委ねるということは、「審議会委員の先生に、自らの予測評価結果を担保させる」ということになりはしないでしょうか。審議会に対する冒涇と言ってもいいような不誠実な態度であると言わざるを得ません。

GLP 社はこのような不誠実な態度を改めることを願います。

また、東京都環境局のご担当者及び東京都環境影響評価審議会の委員の先生方におかれましては、評価書案の綿密な照査、評価書案の慎重かつ厳正な審査をしていただきたく、お願い申し上げます。

## 【 住 民 意 見 】

GLP 昭島プロジェクト評価書案に関して、住民意見の聴取に先立ち住民説明会が開かれました。そこでは、住民側から評価書案に関して多くの質疑が出されましたが、客観的な情報のない GLP 社の主観に基づく回答ばかりで、有意義な議論とは程遠いものでした。

説明会では、出された質疑に関して、「評価書案で修正する」という回答を繰り返しており、住民に対して十分な説明や対応をしないまま、評価書まで問題先送りにし、強引に決着を図る姿勢が見て取れます。

また、明確に回答できなかった質問に関しては、「質疑の内容を東京都に報告する」という回答も繰り返されました。これについても、住民との対話を避け、GLP 社の回答責任を東京都に責任転嫁するような態度です。

さらに加えて、「予測評価に関して専門家の意見の参考にしてほしい」という住民の要望に関しては、「予測評価に関して専門家の意見は聞いていない。東京都の審議会で専門家の委員による審査を受けるので、それで専門家の意見を反映できる。」という回答が複数回なされました。これは環境影響評価制度の趣旨に照らして正しいのでしょうか。自分たちで専門家の意見を用意せず、審議会委員の先生の判断に委ねるといことは、「審議会委員の先生に、自らの予測評価結果を担保させる」ということになりはしないでしょうか。審議会に対する冒涇と言ってもいいような不誠実な態度であると言わざるを得ません。

GLP 社はこのような不誠実な態度を改めることを願います。

また、東京都環境局のご担当者及び東京都環境影響評価審議会の委員の先生方におかれましては、評価書案の綿密な照査、評価書案の慎重かつ厳正な審査をしていただきたく、お願い申し上げます。



## 住民監査請求について

2024年3月2日

昭島巨大物流センターを考える会

### 1 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方自治法第242条により、都民や市民方が、東京都や昭島市の監査委員に対し、監査及び必要な措置を講じるよう求める制度です。この制度の目的は、都民・市民からの監査請求により、都や市の財政面の適正な運営を確保し、都民・市民の全体の利益を守ることにあります。

### 2 考える会で検討中の2つの住民監査請求

GLP 昭島計画と関連して現在進められている東京都の「環境アセスメント」と、昭島市の玉川上水南側地区の「地区計画」策定に対して、公金の適切な支出といえるか、という観点から、監査を求める手続き（住民監査請求）を行うことを「考える会」として、検討しています。

#### (1) 東京都に対する住民監査請求

本日のワークショップでも明らかになったように、環境影響評価書案は、内容面のみならず形式的客観的にみて誤っていると考えられる点が少なくありません。

瑕疵のある環境影響評価書案に基づいて、環境アセスメントの手続きを進めていくことは税金の無駄遣いであり、是正されるべきと考えられます。

GLP 昭島計画に関する環境アセスメント手続きに対する公金の支出の違法性・不当性を主張して住民監査請求を行うことで、環境アセスメント手続きがより慎重に、適切に行われる効果も期待できます。

#### (2) 昭島市に対する住民監査請求

昭島市は、GLP 昭島計画にあわせて地区計画を策定しようとしています。この地区計画策定にあたっては、昭島市は、指名競争入札を落札した株式会社エイト日本技術開発との間で、玉川上水南側地区地区計画策定等業務支援委託契約を締結し、委託費として344万円が支払われる予定です。

しかし、この地区計画は、昭島市都市計画マスタープランに反するというべきものですので、このような地区計画を策定すること自体が違法・無効というべきと考えます。また、GLP側の環境影響評価書案にみられる不十分な調査をもとに計画策定の支援が行われているとすれば、株式会社エイト日本技術開発による支援も不十分なものとなる可能性があります。このような観点から、委託費の支払いは、公金の支出として違法・不当というべきと考えます。

### 3 いっしょに住民監査請求をしましょう

考える会としては、早急に法的な検討を済ませて、上記2つの監査請求を行う予定です。

その際は、できるだけたくさんの市民が監査請求人となる方がより効果的だろうと考えており、市民のみなさんにも監査請求への参加をホームページやニュースでも呼びかけます。

このような監査請求を行うことについて、興味・ご関心がある方は、個別のご連絡もさせていただきますので、以下の考える会のメールアドレスまでご一報をいただけますと幸いです。

**昭島巨大物流センターを考える会 事務局メールアドレス**

[showanomori.mamorou@gmail.com](mailto:showanomori.mamorou@gmail.com)

↓のQRコードを読み取ってメールを送ることもできます。

